

# 山梨県道路交通法施行細則の一部改正について (駐車禁止除外指定車標章交付対象基準の見直し)

## 1 改正の趣旨

新駐車対策法制の施行に伴い、平成19年9月1日付けで大幅な改正を行い運用してきたところではありますが、身体障害者等にかかる駐車禁止除外指定車標章の交付対象基準について、経過措置期間を設け要望・意見等を参考に検討を行ってまいりました。

その中で、身体障害者手帳を所持する者のうち、歩行困難な者の基準について、それぞれの障害部位・等級等再度検討を行い、下肢不自由の障害を有する方に関し、交付対象基準を改正することとなりました。

## 2 施行日

平成21年4月1日(水)

## 3 改正の内容

駐車禁止除外指定車標章の交付対象基準のうち、身体障害者手帳を所持する者で、下肢不自由の障害を有する方について、対象となる障害の級別

「1級、2級及び3級の1」

としていたものを

「1級から4級までの各級」

に改正いたしました。

## 4 その他

経過措置による平成22年8月31日まで有効な除外標章をお持ちの方で障害の級別が下肢不自由「3級の2、3級の3、4級」に該当する方にとっては、今回の一部改正施行日以降、更新が可能となります。

また、新規に除外標章の交付を受けようとする方も施行日以降は新基準により申請が可能となりますので、下記の警察本部交通部交通規制課窓口、もしくは、お近くの警察署の交通課窓口で手続をお願いいたします。

## 5 問い合わせ先

詳細については、

山梨県警察本部交通部交通規制課規制企画係

所在地 山梨県甲府市中央一丁目10番1号(甲府警察署庁舎4階)

電話 055(235)2121 内線711-645

まで、お問い合わせ下さい。

参考

| 障害の区分                                |      | 身体障害者手帳<br>障害の級別                         | 戦傷病者手帳<br>重度障害の程度    |
|--------------------------------------|------|--|----------------------|
| 視覚障害                                 |      | 1級から3級までの各級<br>及び4級の1                    | 特別項症から第四項<br>症までの各項症 |
| 聴覚障害                                 |      | 2級及び3級                                   | 特別項症から第四項<br>症までの各項症 |
| 平衡機能障害                               |      | 3級                                       | 特別項症から第四項<br>症までの各項症 |
| 上肢不自由                                |      | 1級、2級の1<br>及び2級の2                        | 特別項症から第三項<br>症までの各項症 |
| 下肢不自由                                |      | 1級から4級までの各級                              | 特別項症から第三項<br>症までの各項症 |
| 体幹不自由                                |      | 1級から3級までの各級                              | 特別項症から第四項<br>症までの各項症 |
| 乳幼児期以前の<br>非進行性の脳病<br>変による運動機<br>能障害 | 上肢機能 | 1級及び2級（一上肢のみに<br>運動機能障害がある場合<br>を除く。）    |                      |
|                                      | 移動機能 | 1級、2級及び3級（一下<br>肢のみに運動機能障害があ<br>る場合を除く。） |                      |
| 心臓機能障害                               |      | 1級及び3級                                   | 特別項症から第三項<br>症までの各項症 |
| じん臓機能障害                              |      | 1級及び3級                                   | 特別項症から第三項<br>症までの各項症 |
| 呼吸器機能障害                              |      | 1級及び3級                                   | 特別項症から第三項<br>症までの各項症 |
| ぼうこう又は<br>直腸の機能障害                    |      | 1級及び3級                                   | 特別項症から第三項<br>症までの各項症 |
| 小腸機能障害                               |      | 1級及び3級                                   | 特別項症から第三項<br>症までの各項症 |
| ヒト免疫不全ウイルス<br>による免疫機能障害              |      | 1級から3級までの各級                              |                      |

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 療育手帳 | 重度知的障害者（A-1、A-2a、A-2b、A-3） |
|------|----------------------------|

|             |             |
|-------------|-------------|
| 精神障害者保健福祉手帳 | 1級の障害を有するもの |
|-------------|-------------|

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 小児慢性特定疾患児手帳 | 疾患の状態の程度が色素性乾皮症に限る |
|-------------|--------------------|